

8. 法・条例に基づく届出件数等

(1) 水質汚濁防止法による特定事業所数

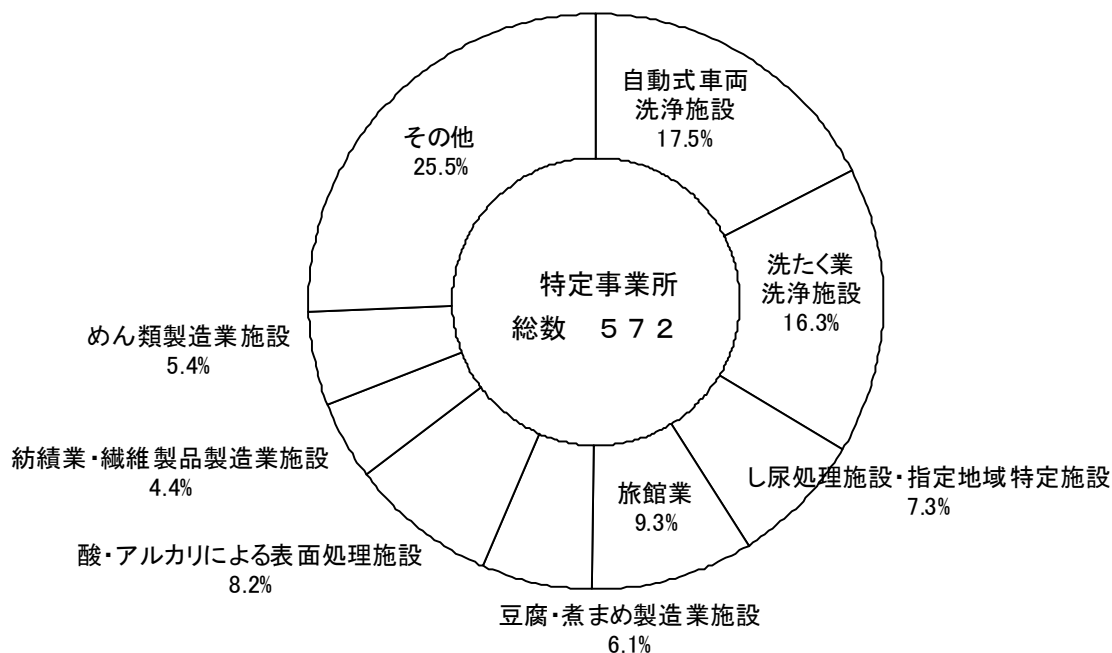
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種 類	計
畜産農業・サービス業	3
畜産食料品製造業施設	3
水産食料品製造施設	2
保存食料品製造業施設	2
小麦粉製造業施設	2
パン・菓子製造・製あん業施設	2
飲料製造業施設	2
めん類製造業施設	31
豆腐・煮まめ製造業施設	35
冷凍調理食品製造業施設	3
紡績業・繊維製品製造業施設	25
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	15
無機化学工業製品製造業施設	2
発酵工業施設	1
医薬品製造業施設	3
ガラス製品製造業施設	5
生コンクリート製品製造業施設	6
碎石業施設	3
金属製品製造業・機械器具製造業施設	7
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	47

種 類	計
電気めっき施設	6
旅館業	53
弁当仕出屋または弁当製造業	2
飲食店に設置されるちゅう房施設	8
そば店等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	93
自動式フィルム現像洗浄施設	8
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	7
自動式車両洗浄施設	100
科学技術の業務の用に供する施設	29
一般廃棄物処理施設	2
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	4
し尿処理施設	9
下水道終末処理施設	2
特定事業場から排出される水の処理施設	2
指定地域特定施設（注 1）	33
合計	572

（注 1）…処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業所割合（H 2 2 年度）



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

H22 年度

種 類	件 数
設 置 届	15
構造等変更届	5
廃 止 届	25
汚濁負荷量測定手法届	0
氏名等変更届	21
承 継 届	9

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

H22 年度

ばい煙 一般粉じん 特定粉じん	発生施設	設置届	4 件
		構造等変更届	1 件
		廃止届	12 件
		承継届	2 件
		氏名等変更届	15 件
通知(電気事業法に基づく届)			27 件
通知(ガス事業法に基づく届)			0 件
特定粉じん排出等作業実施届			21 件
定置型内燃機関に係る届け			0 件

ばい煙発生施設種類別割合(事業場のみ)

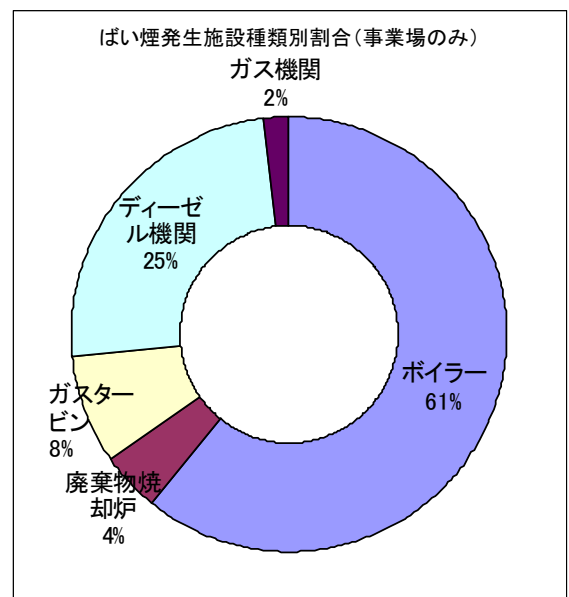
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

項	種類	計
1	ボイラー	196
13	廃棄物焼却炉	14
29	ガスタービン	26
30	ディーゼル機関	80
31	ガス機関	6
	合計	322

一般粉じん発生施設

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

項	種類	計
2	堆積場	1
3	ベルトコンベア バケットコンベア	2
4	破砕機・摩砕機	1
5	ふるい	0
	合計	4



(4) 騒音規制法に基づく届出
各種届出件数

特定施設数

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	18
使用届	0
数等変更届	5
氏名等変更届	38
使用全廃届	11
承継届	3
合計	75

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	808	木材加工機械	113
送風機等	2655	抄紙機	0
土石用破碎機等	87	印刷機械	381
織機	1783	合成樹脂用射出成形機	581
建設用資材製造機械	8	鋳型造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6438

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4 月	11	10 月	10
5 月	5	11 月	14
6 月	7	12 月	11
7 月	8	1 月	7
8 月	6	2 月	17
9 月	12	3 月	15
		合計	123

(5) 振動規制法に基づく届出
各種届出件数

特定施設数

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	13
使用届	0
数等変更届	4
氏名等変更届	30
使用全廃届	7
承継届	1
合計	55

施設の種類	数量
金属加工機械	1162
圧縮機	635
土石用破碎機等	90
織機	667
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	144
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	451
鋳型造型機	1
合計	3153

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4 月	8	10 月	9
5 月	3	11 月	11
6 月	6	12 月	8
7 月	8	1 月	7
8 月	4	2 月	13
9 月	10	3 月	15
		合計	102

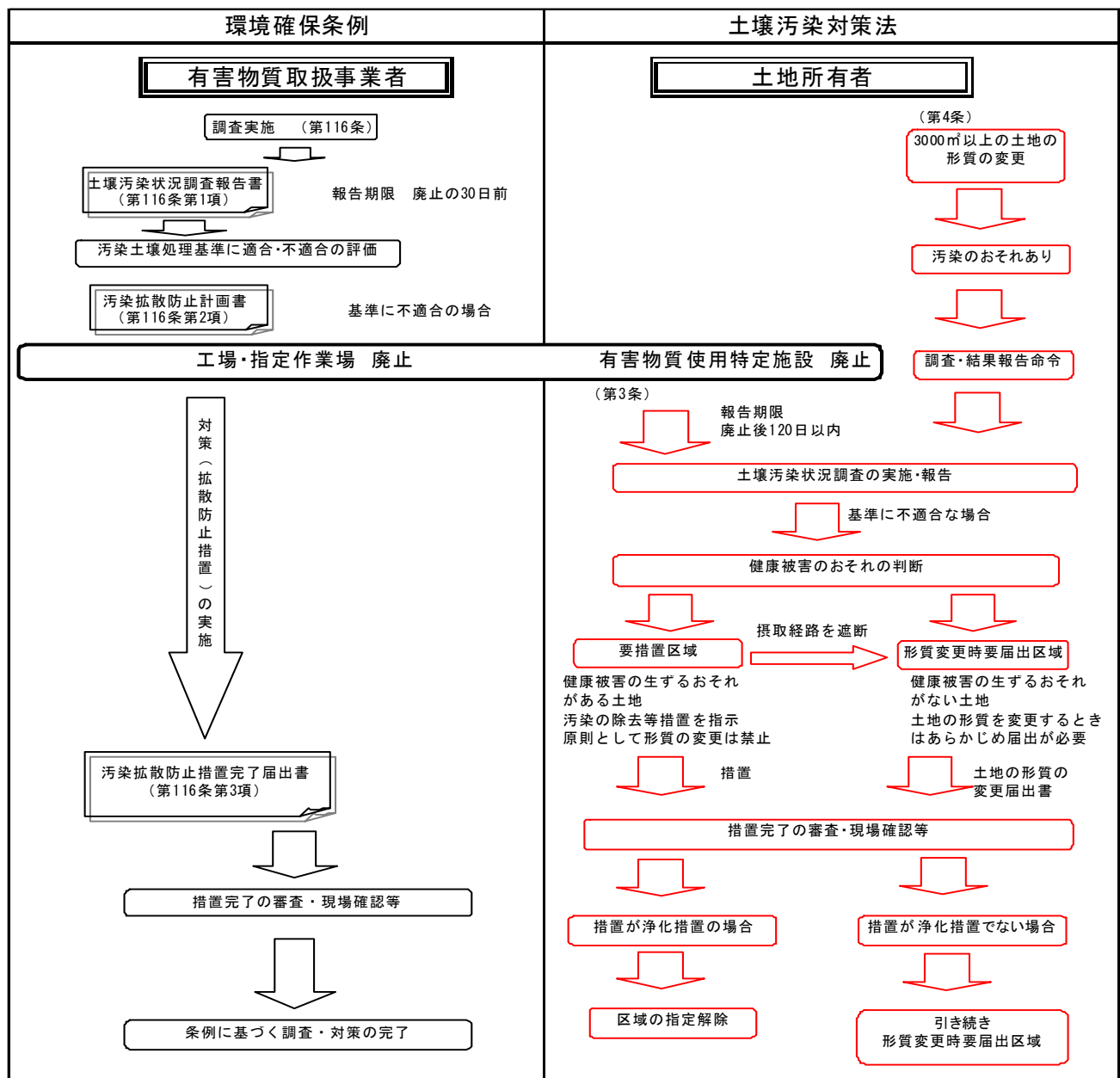
(6) 土壌汚染対策調査実施件数

土壌汚染対策法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

項目 年度	土壌汚染対策法 第3条	土壌汚染対策法 第3条ただし書	土壌汚染対策法 第4条	条例116条	条例116条猶予	拡散防止計画書	拡散防止完了届
H20	0	1	—	9	0	2	4
H21	0	4	—	12	0	1	2
H22	3	5	25	10	0	3	2

※ 土壌汚染対策法第4条については、土壌汚染対策法改正（平成22年4月1日施行）により追加された項目であるため、それ以前については「—」とした。

土壌汚染対策に係るフロー図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。

(7) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類 \ 年度	平成 18 年度	19	20	21	22
設 置 認 可	29	11	16	12	13
変 更 認 可	31	24	37	13	12

工場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	平成 18 年度	19	20	21	22
完 成 届	6	17	5	6	6
廃 止 届	27	37	41	26	29
承 継 届	9	7	17	5	3
氏 名 等 変 更 届	58	75	57	38	48
事 故 届 等	0	10	2	0	0
取 り 下 げ 願	0	0	1	0	0
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律	0	2	10	6	10

指定作業場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	平成 18 年度	19	20	21	22
設 置 届	42	27	23	10	23
変 更 届	15	13	15	12	11
承 継 届	14	18	8	4	16
氏 名 等 変 更 届	81	67	37	41	34
廃 止 届	28	15	21	11	17

適正管理化学物質使用量等報告件数

	20 年度	21 年度	22 年度
適正管理化学物質 使用量等報告提出	141	145	143
化学物質管理方法書提出	11	8	8

地下水揚水施設

(平成 23 年 3 月 31 日現在)				
区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	42	55	32	129
井戸本数	64	80	41	185